

千葉県報

号外
令和7年3月31日

主要目次

公安委員会規則

- 千葉県警察職員の補職及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則
- 千葉県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
- 千葉県公安委員会等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
- 千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公安委員会規則

千葉県警察職員の補職及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子

千葉県公安委員会規則第3号

千葉県警察職員の補職及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則

千葉県警察職員の補職及び職の設置に関する規則（昭和51年千葉県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「副主幹」を「副主幹
上席教師」に改める。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

千葉県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子

千葉県公安委員会規則第4号

千葉県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

千葉県警察の組織に関する規則（平成6年千葉県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第49条中第11号を第12号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）の施行に関すること。

第59条の6の見出し及び同条第1項中「国際捜査情報センター」を「外国人総合対策室」に改め、同条第2項中「国際捜査情報センター」を「外国人総合対策室」に改め、「第34条の5第2号」の次に「から第4号まで」を加える。

第61条の3を第61条の4とし、第61条の2を第61条の3とし、第61条の次に次の1条を加える。

（警衛警護室）

第61条の2 公安第二課に、警衛警護室を附置する。

2 警衛警護室は、第47条第3号及び第4号に掲げる事務を処理する。

第81条の見出しを「（外国人総合対策室長）」に改め、同条第1項中「国際捜査情報センターに、国際捜査情報センター長」を「外国人総合対策室に、外国人総合対策室長」に改め、同条第2項中「国際捜査情報センター長」を「外国人総合対策室長」に改め、同条第2項中「国際捜査情報センター長」を「外国人総合対策室長」に改め、国際捜査情報センターの」を「外国人総合対策室の」に改める。

第81条の4の次に次の1条を加える。

（警衛警護室長）

第81条の5 警衛警護室に、警衛警護室長を置く。

2 警衛警護室長は、上司の命を受け、警衛警護室の事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

第91条第2項及び第4項並びに第113条第1項及び第3項中「教師」を「上席教師、教師」に改める。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

千葉県公安委員会等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子

千葉県公安委員会規則第5号

千葉県公安委員会等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

千葉県公安委員会等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成20年千葉県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。
(2) 電子署名 次に掲げるものをいう。
ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項

<p>に規定する電子署名</p> <p>イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他の政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名</p> <p>ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他の地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名</p> <p>第5条第2項中「により処分通知等」の次に「（当該処分通知等を書面等により行うときに押印を要することとされているものその他の当該処分通知等の性質等から電子署名を要するものと認められるものに限る。）」を加え、「当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項」を「その情報を同項」に改め、同項に次のただし書を加える。</p> <p>ただし、公安委員会の定める方法により当該処分通知等に係る事項に係る情報が記録された電磁的記録の真正な成立を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>第5条第3項中「電子署名」の次に「及び前項ただし書に規定する措置」を加える。</p> <p>第7条第1項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改め、同項に後段として次のように加える。</p> <p>この場合において、当該作成等は、クラウド・コンピュータインテグレーション・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第4項に規定するクラウド・コンピュータインテグレーション・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>令和7年3月31日</p> <p>千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子</p> <p>千葉県公安委員会規則第6号</p> <p>千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成23年千葉県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第10条中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて電子計算機による情報</p>	<p>処理の用に供されるものに係る記録媒体」に、「ものであつて、」を「もの（」に、「直ちに」を「出力することにより、直ちに」に、「かつ」を「及び」に、「表示させ、及び書面に出力できるもの」を「表示し、及び書面を作成することができるものに限る。）」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>
--	---

編集長 木村 一雄

大田

発 行 者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三（二二三）二六五八